



Pachinko Chain Store Association

2011年3月18日付のPCSA意見書

「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴うホール5団体合意に関連して」(抄)

電力供給不足に伴う節電に最大限の協力をするということと、被災店舗の営業再開を一日も早く実現するということは何ら矛盾するものではない。

被災店舗の営業再開は、地域に灯りをともし、人々に安心感を与え、被災によるストレスを和らげるとともに、地域のインフラとして被災地に復興への活力をもたらすものである。すなわち、被災店舗の営業再開は、ホール業者に託された社会的使命である。

同時に、電力供給不足に伴う節電に最大限の協力をすることも、社会の一員としてのホール業者の責務であり、「計画停電」をはじめとする国と社会の要請に積極的に応えとともに、節電のための具体的かつ効果のある方策を直ちに実施すべきである。

心無い一部の者の誹謗や中傷に動揺することなく、抽象的な「国民感情への配慮」とは異なった、被災地域の人々にとって今何が必要かを具体的に検討し、それらを確実に実行していくことこそが、ホール業者に問われている最も重要なことである。

むしろ、警察庁生活安全局保安課長が発出した平成23年3月16日付「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う協力要請について」に記載されている内容を踏まえ、ホール業者としての積極的な対応を展開していくことが求められている。

- 1 「合意案」が述べている「ネオンや屋外広告塔等の消灯」は、電力供給が逼迫している地域において必要とされているものであり、「全国のホールにおいて」必要とされるものではない。当該被災地域において徹底した対応を行うべきである。形式的なパフォーマンスに止まってはならない。冷房等による電力需要が飛躍的に増す夏の季節に向かうこの時期、「消灯」等だけではない、もっと抜本的かつ継続的な節電対策を積極的に講じる必要がある。
- 2 「合意案」が述べている「広告宣伝の自粛」は、広告宣伝におけるその内容が問題とされるべきである。一部のホール業者が実施している「海」や「津波」を銘打った非常識なイベント広告こそが排斥されるべきであり、なかでも被災地以外の地域における折込み広告その他の広告宣伝を一律に規制することは不合理であり、避けなければならない。
- 3 「合意案」が述べている「営業時間の短縮」は、ホール業者に託された上記の社会的使命の観点にかんがみ、決して安易になされるべきではなく、「計画停電」その他の対応と結び付けながら慎重に考慮されるべきである。とりわけ、今回の電力供給逼迫の直接的な原因が原子力発電所の事故にあり、経済産業省などからの情報によっても、これら電力供給逼迫の状況は1年間程度の長期に亘ることが想定されていることからすると、安易な「営業時間の短縮」は、ホール業者の経営基盤を根本から崩しかねないものといわざるを得ない。ホール業者のもとで働く労働者の雇用に責任を持つ立場からは、「営業時間の短縮」を伴わない徹底した節電対策こそが検討され、直ちに実施されるべきである。

以上